

2014年9月10日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

日本共産党兵庫県会議員団

団 長 ねりき 恵子

2015年度予算編成にあたっての重要政策提言

安倍政権は、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認の強行、辺野古基地建設など日米同盟を進化させ、福島第一原発事故は未だ収束の見通しすら立たない中で、全国の原発の再稼働への動きを強化しています。

国民には消費税増税、大企業には減税や大規模公共事業のバラマキなど、国民の願いとはかけ離れた暴走政治を加速させています。

こうした安倍政権に対して、マスコミの世論調査に示されているように、どの問題でも反対の声が多数を占め、全国各地で様々な政治の転換を求める行動がまきおこっているのは当然です。

ところが、井戸県政は、安倍政権の政策に同調。去る8月30日の阪神地域で実施された防災訓練に米軍を参加させ、エネルギー政策では、「重要なベースロード電源」として原発依存と再稼働容認。経済政策でもアベノミクスを率先して受け入れ、消費税増税も積極的に推進してきました。

こうした国政、県政の下で、県民生活は厳しい状況に置かれています。

本県経済は、「基調は緩やかに持ち直している」とされているものの、景況調査では、中小企業は以前厳しい状況に置かれています。県民の実質賃金は下がり続け、年金も下がるなかで、消費税増税と物価値上げで、きりつめた生活を余儀なくされています。

2015度の予算編成にあたり、これらの県民や中小企業のおかれた現状をしっかりと見定め、憲法をくらしに生かし、くらし第一、安心・安全の県政への転換を求める立場から、211項目の重要政策提言を行います。

第1．国の改憲への暴走を許さず、憲法を生かし、恒久平和の実現に寄与する県政を

安倍自公政権は、国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の「閣議決定」を強行した。

「閣議決定」は、「憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されない」という従来の政府見解を180度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くものとなっている。

こうした憲法改定に等しい大転換を、一片の「閣議決定」で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものである。

住民の命と財産を守るために、国の暴走政治に歯止めをかけ、憲法を守り生かす立場が地方自治体に求められている。

- 1．集団的自衛権行使容認の「閣議決定」撤回、平和憲法の遵守、紛争を外交で解決することを徹底するよう、国に求めること。
- 2．特定秘密保護法の廃止を国に求めること。
- 3．自衛隊を戦地に送ることにつながる、県内での大規模演習や日米共同訓練等に反対し、県施設の提供を行わないこと。自衛隊の個人情報収集・勧誘活動への協力や、自衛隊を「トライやるウィーク」での実習先とすることはやめること。
- 4．県民を危険にさらしている米軍機の低空飛行訓練は、直ちに中止するよう米軍と国に求めること。防災に名を借りたオスプレイ等の米軍機の配備・訓練拡大を行わないよう国に求めるとともに、県としての協力要請は行わないこと。
- 5．県として「非核平和宣言」を行うとともに、県管理のすべての港湾に非核「神戸方式」を導入すること。県の被爆者支援を充実すること。NPT再検討会議にあたって、核兵器廃絶の立場であたるよう国に強く求めること。
- 6．北東アジア地域自治体連合参加自治体として、過去の侵略戦争と植民地支配の反省に

たった交流・発展の共同をすすめること。「従軍慰安婦」問題について、国の責任を明確にした解決を働きかけること。歴史教科書等への内容・選択に行政が介入しないこと。

7. 憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政の各分野に生かすことを国に求めるとともに、憲法を根幹にした県政を推進すること。

- ① 生存権をおびやかす、「骨太方針2014」の国の社会保障給付抑制路線に反対し、必要な財源確保を国に求めること。
- ② 男女平等の実現に向け、男女共同参画社会づくり条例に基づき施策を強化すること。男女がともに安心して子育てしながら働き続けられる条件整備、女性の貧困をなくすためのひとり親家庭支援、DV対策等を強化すること。2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にするという政府目標の達成にむけ、県職員の管理職への女性の登用率目標を引き上げること。
- ③ 障害者差別解消基本条例の制定を検討すること。
- ④ 在日外国人らに対するヘイト・スピーチ（差別煽動表現）を規制する対策を講じること。検定教科書不使用を理由にした朝鮮学校など外国人学校への補助金削減を撤回しもとに戻すこと。
- ⑤ 性的マイノリティの人権を守る施策を強化すること。支援団体と連携した相談窓口の設置、学校への啓発パンフレットの配布などを県として行うこと。

第2．災害から県民の命と暮らしを守る兵庫県に

近年、東日本大震災だけでなく、台風や豪雨、土砂災害など大規模な災害が毎年のように頻発している。福島原発事故の放射能汚染はさらに拡大するなど深刻さを増している。災害や事故から命と暮らしを守る政治が強く求められている。そのための人的体制の強化とハード対策、ソフト対策の強化が求められている。

1. 県独自の被災者への公的支援を、少なくとも2004年に実施した水準まで復活し、丹波地域をはじめとする台風・豪雨被災者に適用すること。「被災者生活再建支援法」や「災害救助法」について、適用戸数の柔軟化や一部損壊も対象にするなど支援金増額も

含めた改正を国に求めること。また、被災した店舗・工場も支援対象にするよう国に求めるとともに、県としても支援制度をつくること。

2. 災害を未然に防止するため、土石流危険箇所や地滑り危険箇所等の整備を急ぐこと。
3. 南海トラフ巨大地震の浸水想定、被害想定について、防潮堤・堤防や埋立地などの液化被害の想定が不十分であることや、原油流出や影響予測などのコンビナート津波火災が想定されていないことなど、再検討した上で、県防災計画を見直すこと。
4. 住民参加で、浸水想定地域にある避難所の対策をすすめ、コミュニティー単位での「防災まちづくり計画」をすすめるための支援を、市町とともに行うこと。
5. 阪神淡路大震災被災者のUR借り上げ復興公営住宅について、入居者の追い出しを中止し、希望者全員が安心して住み続けられるようにすること。
6. 耐震化補助の予算を増額し、民間住宅の耐震診断を無料にし、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や、遅れている保育所等の社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。
7. 災害援護資金貸付金について、悪質な滞納者をのぞき、すべての借受人の返済を免除するよう、国に強く要望すること。
8. 消防本部を減らす「消防の広域化」をやめ、消防職員の増員や、消防水利施設の整備などを国に求めるとともに、県としても支援すること。
9. 兵庫県内に避難している東日本大震災被災者にたいする、生活や住宅の支援を行い、国にたいしても支援の継続を求めること。

第3．原発からの撤退、再生可能エネルギーの本格的導入を

福島第一原発事故発生から3年半経過した今日尚、収束はおろか放射能の放出や、汚染水漏れの深刻な事態は続き、多くの方が避難生活を余儀なくされている。しかも、未だ原子炉の中は調査すらできず、真の原因究明に至っていない現状の下で、抜け穴だらけの新規制基準により、原発再稼働に向けて12原発19基の審査がすすめられている。これに対し、福井地方裁判所は、人命にまさる価値はないとして、異質の危険性を持つ原発の再稼働は認められないと断罪。大飯原発の再稼働差し止め判決を下した。国民・県民の多数が反対し、原発の輸出反対、原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換を求めている。県は県民の声に応え、原発依存姿勢を転換し、再生可能エネルギー導入促進に、全力で取り組むことが求められている。

1. 政府にたいし、国の責任で、福島第一原発の破たんしている汚染水対策をはじめ、事故の収束にあらゆる英知を結集し総力をあげるとともに、原発再稼働計画を撤回し、原発輸出政策を中止するよう求めること。
2. 県は、「ベースロード電源」として原発に依存しつづける姿勢をあらため、「原発ゼロの日本」をめざす立場を表明し、政府に働きかけること。同時に、県内の原子力発電所設備の製造メーカーに対し、製造の中止をするよう働きかけること。
3. 関西電力は、定期検査のため停止している大飯原発3・4号機と、高浜原発3・4号機の再稼働を申請している。しかし、この2年にわたり、全原発が停止し、原発なしで夏場の高い電力需要にも対応できることが証明されており、また地震等による危険度の高い大飯・高浜原発の再稼働計画を直ちに中止するよう政府と関西電力に申し入れること。また、他の停止中の原発についても、再稼働させないよう申し入れること。
4. 高速増殖炉「もんじゅ」を廃炉にし、プルトニウムを燃料とするプルサーマルを中止し、プルトニウム循環方式から撤退するよう政府・関西電力に申し入れること。

5. 兵庫県の再生可能エネルギー導入の100万kw作戦では2020年における県内の全エネルギー消費のうち、再生可能エネルギーの占める割合は5%にすぎないため、この割合をすくなくとも2割まで引き上げる計画に見直すこと。

6. 水力・風力・太陽光・地熱・バイオなど再生可能エネルギーの本格的導入に県が率先して取り組むこと。

- ① 家庭用太陽光発電設備・設置を飛躍的に促進するために、1kWあたり2万円の県補助金を復活し、予算も大幅に増額し実施すること。
- ② 県下で小水力発電を推進するため、先導的に、県営ダム・県管理河川などを活用し、小水力発電設備を整備すること。
- ③ 再生可能エネルギー導入によって、地域の雇用や産業振興をはかるため、県下の市町や地域団体等が実施する再生可能エネルギー導入に対する助成制度を抜本的に拡充し、実施すること。

第4. 福祉・医療の充実で、県民の命を守る県政に

政府は、「社会保障と税の一体改革」をおしすすめ、成立した医療・介護総合法は、要支援1・2の高齢者を介護保険制度から外し、地域支援事業として市町へ移行させる。医療については、急性期のベッド数削減や70～74才の窓口負担倍増の早期実施など、介護・医療の大幅削減がされようとしている。

年金では、支給額の削減と年金控除額の引き下げによる課税強化、支給開始年齢の引き上げを、また、保育の公的責任をなげすてる子ども・子育て支援新制度を推進し、戦後作られてきた社会保障制度をおおもとから解体させる内容となっている。

県の「第3次行革プラン」では、ひとり親家庭医療費助成の所得制限強化や、老人医療助成の所得制限強化や、老人医療費助成の低所得1割から2割への負担増など、医療・福祉などの県民サービスを削減するのではなく、充実することが、県民のいのちと暮らしを守る県政実現のために求められている。

- 1. 「県行革プラン」による、ひとり親家庭の対象者の削減や、老人医療費助成の2割負担

などは元にもどすこと。障害者医療、乳幼児・子どもの医療費助成の削減を元にもどし、拡充の転換を図ること。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療制度について

- ① 国保の広域化・都道府県単位化は、国に中止を求めること。国庫負担の増額を強く求め、国が応じないときは協議を中止すること。
- ② 国民健康保険料が高くて払えない世帯が県下で2割にのぼっている。国民健康保険への県補助を大幅に増やし、保険料を引き下げること。
- ③ 滞納を理由にした保険証の取り上げや財産差し押さえが、悪質滞納者だけでなく支払い能力のない低所得者にも及んでいる。医療を受ける権利を侵すことをやめ、資格証明書や短期保険証の発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。
- ④ 後期高齢者医療制度をただちに廃止することを国に求めること。

3. 生活保護について

- ① 2013年8月からの生活保護基準の引き下げは、生活保護世帯をいっそう困窮においやっている。基準を元に戻すよう国に求めること。
- ② 基準引き下げにともなう、就学援助や各種減免制度等の連動した基準引き下げの状況について調査し、是正すること。
- ③ 国が検討している住宅扶助（家賃）基準や冬季加算の引き下げを行わないよう求めること。
- ④ 民法上の「扶養義務者」による扶養を要件にしたり、申請さえ受け付けないなどの「水際作戦」を行わないよう市町に徹底すること。ソーシャルワーカーを増やし、きめこまやかな体制となるよう支援を強化すること。

4. 医療体制について

- ① 国による都道府県ごとの医療費削減目標の押し付けに反対し、医療計画は必要な地域医療が確保できるものとする。
- ② 県立こども病院のポートアイランド2期の神戸市立医療センター中央市民病院の隣接

地への移転計画は、防災面、救急時のアクセス、また変異株を含むウイルスを扱うバイオ企業群によるバイオハザードの危険性、周産期医療の集約化など、多くの問題をはらんでいる。移転事業を中止し、安全な場所で建替えを行い、周産期医療の充実に寄与する計画に作り直すこと。

- ③ 県立淡路医療センターの医療体制の充実を図ること。また、災害拠点病院としての機能が果たせるようさらなる対策をとること。
- ④ 救急医療二次輪番病院への補助制度を創設するとともに、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。
- ⑤ 県立病院の独立行政法人化は行わないこと。
- ⑥ 県立病院の一般外来看護師や事務職、技能事務職の削減をやめること。
- ⑦ 事実上の混合診療である「患者申出療養（仮称）」制度に反対すること。

5. 難病対策について

難病対策の新法は、対策充実のために大きな前進であるが、対象疾患、医療費の自己負担、小児慢性疾患の成人継続治療などについて課題が残されている。

- ① 人工呼吸器の使用者など、低所得の重症患者の自己負担の無料化を継続するよう国に求めるとともに、県として軽減すること。
- ② 特定医療費の支給にかかる患者・家族の手続きを簡素化し負担を軽減すること。
- ③ 療養生活環境整備事業を患者の要望にそって確実に実施すること。
- ④ 障害者総合支援法により新たに支援の対象となった難病患者に制度の周知を徹底するとともに、支援を必要としながら障害者支援にも難病対策にもあてはまらない患者の救済をはかること。

6. 障害者施策について

- ① 障害を自己責任とみなし、「応益負担」を課す障害者自立支援法は、名称だけを変更した障害者総合支援法に変わった。訴訟団と国との「基本合意」に立ち返り、「骨格提言」にそった「障害者総合福祉法」へ改善されるよう国に求めること。
- ② 県障害福祉計画の改定に当たって、当事者の参画を強化し十分意見を反映すること。
- ③ 腎機能障害者に対する兵庫県独自の認定基準を設けて、すべての透析患者が障害等級1級に認定されるようにすること。

- ④ 重度障害者医療費助成事業の対象となる精神障害者を、精神障害者保健福祉手帳2級まで拡充すること。
- ⑤ 在宅重度心身障害者（児）介護手当制度を改悪前に戻すこと。
- ⑥ 法内施設に移行できない小規模作業所への県独自の支援は、引き続き行うこと。
- ⑦ 移動支援などのサービスを実際には提供できない事業所が多く生じていることから、地域生活支援事業に対する県の財政支援を強め、事業所が確実にサービスを実施できるよう支援すること。
- ⑧ 入所施設やグループホームを抜本的に増設し、地域での生活を保障すること。精神科病院の病棟・病床の一部を「居住系施設」に転換する国の方針には反対すること。
- ⑨ ジョブコーチ制度や職業訓練や資格取得の支援を拡充し、企業等における雇用率の引き上げをはかること。障害者手帳を持たない難病患者等の就労を支援すること。

7. 介護保険について

- ① 「要支援1・2」を介護保険制度の対象から外し、ボランティア事業などにゆだねるなど市町へ押し付けることは、国の責任放棄であり、必要とするサービスが受けられなくなり、介護度を重度化させることにもつながる危険があり、国に中止を求めること。
- ② 計画の改定による保険料の引き上げを抑え、基盤施設整備を充実すること。
- ③ 一定の所得がある利用者の利用料の2割引き上げの中止を国に求めること。
- ④ 特養ホーム入所者のうち要介護1・2の「軽度の要介護者」の利用料の引き上げの中止を国に求めること。
- ⑤ 保険料軽減のために財政安定化基金を取り崩すことを国に求めるとともに、県独自の保険料・利用料の減免制度を創設すること。
- ⑥ 介護・福祉労働者の処遇改善のための財政補助制度を復活、拡充すること。
- ⑦ 施設から在宅介護への移行を名目に2025年までの特別養護老人ホームの増床数を減らす県の方針を撤回し、市町ごとの実態に見合った新增設を行い、待機者（県下で25,100人）を早急に解消すること。そのために整備費補助単価を引き上げること。
- ⑧ 生活援助の時間区分見直しにより、利用者の生活に深刻な影響が出ている。国の通知に基づき従来どおりの時間提供が可能であることを事業所に徹底するとともに、介護報酬を元に戻すよう国に求めること。

8. 保育を営利企業にゆだね公的保育を後退させる「こども・子育て関連法」にもとづく「新制度」の凍結・延期を国に求めること。保育所待機児童を解消するためには、認定こども園ではなく認可保育所を基本に増設するとともに、保育士の処遇改善への支援など条件整備を進めること。

9. こども・子育て支援について

- ① 子育て世代の経済的負担の軽減のため、こどもの医療費を、義務教育を終えるまで、通院も入院も、所得制限を撤廃して完全無料化すること。
- ② 周産期医療、小児救急医療を充実するため、産科医・小児科医確保の対策を強めるとともに、不足しているNICUなどの整備をさらにすすめること。
- ③ 妊婦健診は全額公費負担となるよう、県の補助を増やすこと。出産費用を補助する制度を創設すること。
- ④ 保育料の第三子軽減制度は、所得制限を撤廃すること。また、保育料減免制度を充実すること。
- ⑤ 学童保育（放課後児童健全育成事業）について、待機児童や大規模化解消のため増設をすすめること。小学校高学年や障害児の受け入れ、施設の充実、父母の負担軽減などの取り組みをすすめること。
- ⑥ 新婚世帯、子育て世代、母子・父子家庭に対する民間住宅家賃補助制度を創設するとともに、県営住宅の入居優先枠を大幅に増やすこと。
- ⑦ 子宮頸ガンワクチン、Hibワクチン、肺炎球菌ワクチンに対しての支援強化と、ワクチンの安全性の確保、向上を国に求めること。風疹ワクチンへの補助を求めること。

10. 過去最多となった児童虐待について、こども家庭センターの専門職員の増員を行い、市町との連携をより強化し、児童虐待を防止する対策をすすめること。

11. DV対策は、専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など支援体制を強化すること。また、民間シェルターへの助成を拡充すること。

12. 振り込め詐欺や送り付け商法、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどを使った悪徳商法など消費者被害が後を絶たない。消費者生活相談員など消費生活センタ

一の職員は、安定した正規雇用とし、消費者行政を市町とともに拡充すること。

- 1 3. 物価スライドによる年金支給額の切り下げを中止し、最低保障年金制度を導入し、低年金・無年金者をなくすこと。

第5．県民の所得を増やして、内需主導の経済政策を

本県の経済は、緩やかに持ち直している、とされているものの、中小企業の景況は依然として厳しく、大多数の県民は増税と物価上昇、社会保障の改悪などの負担増で、ますます苦難を強いられている。

本県経済の景気回復、財政再建を図るためには、労働者の賃金を引き上げ、中小企業支援をいっそう強め、雇用の安定を保障するなど、県民の所得を増やし、内需主導による経済政策への転換が不可欠である。

(雇用対策について)

1. 労働者の解雇が自由になる「限定社員制度」、残業代ゼロを狙うホワイトカラー・エグゼンプションなどの労働法制の改悪に反対し、政府に強く働きかけること。
2. パナソニック、タワージャズジャパン、ルネサスなど企業の工場閉鎖、合理化による大量解雇が相次いでおり、不当解雇、大リストラなどが自由にできないよう、解雇規制法の制定を国に働きかけるとともに、県においても企業に働きかけること。
3. 労働者派遣法を専門業種の撤廃などで労働者派遣を拡大する方向でなく、製造業への派遣禁止など労働者派遣法の抜本改正や、有期雇用を規制強化し、非正規雇用を期限の定めのない正社員化にするよう国に働きかけること。
4. 若者を違法な労働条件で働かせ、使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」について、労働局とも連携し、県として実態把握を行い、企業の違法行為を根絶させるために取り組むこと。憲法や労働法で保障された権利や雇用者の義務を知らせる広報、啓発活

動を強化すること。

5. 長時間・過密労働、「サービス残業」をなくして雇用をふやすよう、県下の経済団体、企業に働きかけること。
6. 新規卒業者の就職難、非正規、不安定雇用の増大など、県下の若者の雇用情勢は、深刻な実態にある。これを打開するために、労働局をはじめ、あらゆる関係機関との連携を強め、若者の就労支援対策を抜本的に強化すること。
7. 地元中小企業の人材確保を支援し、若者の安定した雇用を促進するために、地元中小企業にたいし、賃金（初任給）を引き上げる助成制度、新規の正規雇用に対する税の優遇、福利厚生面での支援策など、具体的な支援策を実施すること。
8. 最低賃金を時間額1000円に引き上げ、全国一律の制度とするよう国に求めること。
また、最賃引き上げを、日本経済全体を底上げする経済対策の一環として位置づけ、最低賃金引き上げのための中小企業支援を抜本的に拡充を国に求めるとともに、県として独自の支援策を講じること。
9. 離職者などの職業能力開発事業は、民間教育訓練機関まかせにせず、県が責任をもって行い、正規雇用につながる実効あるものにすること。
10. 出産・育児、その他の理由で離職した女性の雇用・就労支援を強化すること。
11. 公契約条例を制定し、県発注の事業で末端の下請け労働者まで、低賃金、低単価を改善し、賃金・単価を保障すること。

（中小企業対策について）

1. 雇用の約8割を占める本県の経済を支えている中小企業の振興を図るため、中小企業振興条例を制定し、中小企業予算を大幅に引き上げ、地場産業や地域産業の支援を強化すること。

2. 中小企業の研究開発や技術の高度化など、中小企業のものづくり支援機関として重要な役割を果たしている県立工学技術センターの産業技術職の定員が、この15年間に約半数の50人に減らされており、中小企業のニーズにこたえ、同センターの技術を継承発展させていくために、必要な増員をおこなうこと。
3. 県の官公需発注にあたっては、分離分割発注をさらにすすめ、県内中小企業への発注を増やすこと。
4. 地域経済活性化に効果の大きい住宅リフォーム助成制度は、全国で多くの自治体が実地している。兵庫県でも住宅リフォーム助成制度を創設すること。
5. 神戸製鋼所の溶鉱炉廃止による下請け業者や労働者へのしわ寄せなどをやめさせること。また、今年同社で相次いで重大な労働災害が発生しており、労基署とも連携し、職場の安全対策に万全を期すよう働きかけること。県下の大企業による、一方的な下請け切り・単価の切り下げ・リストラをやめさせるために、県として強く働きかけること。
6. 商店街の空き店舗に県内の産地直送品を扱う店を増やしたり、「買い物難民」と呼ばれる地域の高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みへの支援を抜本的に強化すること。
7. 原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を飛躍的に促進するため、地産地消のエネルギー対策を地域住民と地域の中小企業、農林水産業などが連携して地域振興策として推進できるよう県として支援すること。
8. 大企業のための誘致・立地補助金や、三宮のオフィスへの減税などでなく、地域経済をささえる中小企業のための施策を充実すること
9. 住民参加で、地域の食材や地域資源など地域振興とあわせた観光対策を強化すること。

第6．大企業参入で農業・農村を壊す安倍「農政改革」でなく、小規模農業の生産拡大で食料自給率を向上させる農政に転換を

安倍内閣の成長戦略「農政改革」は、TPPを前提に、農地の集約で大規模化を推進し、大企業の農業への参入を促し、地域の大多数の中小農家を切り捨てるものである。しかし、国連は今年を「国際家族農業年」と定め、食料保障と環境保全、持続可能な社会のために、小規模家族農業への積極的な政策策定と必要な予算措置を勧告している。世界では、規模拡大や輸出志向型農業の推進政策が、小規模農業を衰退させ、貧困と飢餓を拡大したことが明らかになり、2008年の世界的経済危機と穀物価格高騰による食糧危機の経験を通して、市場原理にゆだねた効率的経営政策を根本的に見直しされている。兵庫県は、世界の潮流と逆行している安倍「農政改革」に反対し、TPP撤退を求める立場を明確にするとともに、基幹産業としての農林水産業の本格的な再生と食料自給率の向上、食の安全を守る県政への根本的転換を求めるものである。

1. 国にたいし、農林水産業に壊滅的な打撃を与える TPP（環太平洋連携協定）撤退を強く求めること。FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）締結や、ミニマムアクセス米の義務的輸入、WTO 農業交渉など、輸入自由化・拡大路線をやめ、食料自給率を早期に50%台に引き上げるよう求めること。また、国の食料自給率は39%、兵庫県は16%である。兵庫県の食料自給率を大幅に向上させるための目標と計画を設定し、具体的な施策を遂行すること
2. 国の「成長戦略」による農業・農村の「所得倍増」計画は、コメの生産コスト引き下げや大手流通加工企業の主導する6次産業化など、農業を株式会社の参入で大企業のビジネスチャンスにするもので、農家の所得を増やすものではない。安倍「農政改革」に反対するとともに、国連の「国際家族農業年」に連帯して、地域農業、小規模農業振興のための政策と予算措置を国に求め、県としても実施すること。
3. 養父市の農業特区は、農業委員会を弱体化し企業参入を促すための、政府の「農政改革」を先取りするものである。農業特区に反対し、県として農業委員会の権限を守り、地域農業と農地を守るために支援すること。

4. 農地を担い手に集約する「農地中間管理機構」は、条件のよい優良農地に営利目的の企業が参入しやすい仕組みであり、耕作放棄地の増大や農地の荒廃を食い止めるものではない。借り手の見つからない農地も含め希望する全ての農地を対象とし、貸付先については地域農家を最優先すること、や農民代表を機構の役員に選任することなど制度運用の改善を国に求めること。

5. 「攻めの農政改革」で打ち出した生産調整の廃止は、政府の責任を全面的に放棄するものであり、政府に反対すること。米作りの生産費を4割削減する「農政改革」では、米価をさらに下落させ、暴落時の支えをなくして経営は維持できなくなる。生産費を償う価格保障と所得補償を組み合わせた制度を確立するよう国に求めること。県としてコメなど農産物の価格安定対策にとりくむこと。

6. 国がめざしている農協解体や、農業委員会委員の公選制の見直しなどは、大企業が農業に参入し営利をさらに得るためのものであり、反対すること。

7. 農村は再生可能エネルギーの宝庫である。小規模で分散型、地域に利益を還元できる再生可能エネルギーの売電事業を住民ぐるみで展開できるよう支援すること。

8. 兵庫県の状況をふまえ、中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求めるとともに、県として中山間地など条件不利地への支援を充実すること。

9. 集落営農や大規模農家に対する施設・機械導入などへの助成・低利融資など支援の充実とともに、家族営農を含む中小零細農家が農業を続けられるように抜本的に支援を充実するなど、担い手対策を行うこと。新規就農者への助成・支援を拡充すること。

10. 食の安全を守るために

① BSE 全頭検査を復活・継続すること。

② 仮に TPP 参加による非関税障壁撤廃が求められた場合にも、食の安全を守る立場から、産地表示、遺伝子組み換え表示、農薬回数等の表示、トレーサビリティなどが継続され

るよう求めるとともに、「ひょうご安心ブランド」など独自の認証も継続すること。

- ③ 食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなどを防ぎ食の安全を守るため、健康福祉事務所など検査体制の強化をおこなうこと。

1 1. 都市近郊農業の宅地並み課税をやめ、生産緑地の要件を緩和するよう国に求めるとともに、県として農業を都市づくりに位置付け、生産緑地指定拡大、直売所や体験農園などの取り組みへの支援充実に取り組むこと。

1 2. 鳥獣被害対策について、第3次行革プランによる削減を中止し、防護柵などの設置・更新への補助増額や駆除に参加する猟友会員への支援など、被害防除や駆除対策を引き続き強めること。被害を食い止めるとともに生息できる生態系を取り戻す研究と対策を強めること。

1 3. 小中学校の給食への県産農畜水産物などの供給や、中学校給食の実施への支援を強め、農政環境部・産業労働部・教育委員会などが連携し、販路拡大と食育に寄与する地産地消を抜本的にすすめること。米飯給食実施への補助制度を復活すること。

1 4. 口蹄疫や鳥インフルエンザなど、家畜の伝染病対策について、防疫・治療研究とともに、発生し長期化した場合の対応と費用負担、保険制度創設を含む営農保障、埋設場所、焼却対策の整備など対策を抜本的に強めること。

1 5. 木材の生産、水源の涵養、国土保全、生物多様性など森林の多面的な機能と林業の振興のために

- ① 林業労働者の計画的な育成と待遇改善をはかるため、「緑の雇用事業」の拡充と事業体への支援を国に求めるとともに、県としても行い、系統的な林業労働者の育成にとりくむこと。
- ② 県産材需要拡大のため、公共事業での県産材使用を拡大すること。県産材活用の住宅リフォーム助成制度を実施すること。
- ③ 自然環境に悪影響をあたえる広域基幹林道優先でなく、「作業道」の設置を計画的にすすめること。

④ 間伐材等によるバイオ燃料など、森林資源を活用した自然エネルギーの供給を促進する支援をおこなうこと。

⑤ 国の間伐補助の面積要件（5ha 以上）を従前の 0.1ha にもどして事業ごとの補助とするよう国に求めること。

16. 経費に見合う水産物価格の実現のために、価格保障、所得補償をはかるよう国に求めるとともに、共済制度の拡充や、水産資源保全のための休漁補償など、漁業経営の安定対策に県としてとりくむこと。 漁業への新規就業者支援を行うこと。

17. 瀬戸内海での藻場・干潟の再生や、栄養塩供給などの対策に環境保全と両立させながらとりくむこと。

18. 燃油高騰に対する支援を行うこと。

① 軽油引取税の免税措置・農林漁業用輸入A重油にかかる免税措置・農林漁業用国産A重油にかかる還付措置の恒久化を国に求めること。

② 「漁業経営セーフティネット構築事業」における燃油費の補填発動の基準を引き下げるよう国に求めること。

③ 県として値上がりに対する補てんなど独自の支援を行うこと。

19. 試験研究機関を、「行革」対象にすることなく、充実すること。

第7. 大型公共事業優先から、生活密着型の公共事業へ

安倍内閣は、防災・減災に名を借りつつ、財界の要望にそって大規模開発の復活、拡大をすすめる「国土強靱化」法を成立させた。そのもとで浜坂道路や新名神高速道路などの建設、名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路などの調査費など、高速道路網整備に多額の予算がつぎ込まれている。

その一方で大規模災害から県民の生命・財産を守るために建物やライフラインの耐震化、地すべりなどの危険箇所の対策などの防災対策や、道路橋梁などの維持管理・老朽化対策

に力を集中することが求められている。

将来の世代のためにも、莫大な費用を伴う高速道路などの新規建設を抑制し、維持管理・老朽化対策にシフトし、住民生活密着型の公共事業に転換し、中小企業への発注を増やすことが求められる。

1. 南海トラフ巨大地震に備える「津波防災インフラ整備5ヵ年計画」の実施に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、県民の意見を広く反映したものとする。その際、計画に伴う資料及び予算規模等を含めて公開すること。ひきつづき防潮門扉等の電動化、遠隔操作化をすすめること。
2. 公契約条例を制定し、県発注工事については、県内建設業者への発注をさらに増やし、適正価格により、末端の下請け業者、建設労働者にいたるまで、営業と生活が保障される内容に改革すること。
3. 住宅リフォーム助成制度の創設、耐震化補助制度の拡充、バリアフリー化の推進など、中小建設業者の仕事を増やすこと。
4. 「ひょうご・インフラメンテナンス10ヵ年計画」に基づく老朽化対策にあたっては、橋梁などの点検の際の専門家不足や、新規建設と同じ基準単価では、採算がとれないため事業所が補修工事に参入できない等の問題点も指摘されている。専門家の育成などで体制を確保し、補修単価の引き上げ等を行うこと。特に点検、調査、事業化にあたっては、民間依存を改め、第3次行革プランによる職員の1割削減計画を止め、総合土木職、建築職など技術職、専門知識をもった技術職員の養成も行い、十分な人的体制を確保すること。
5. 財政難の最大の原因となっている高速道路を中心とした6基幹軸優先の道路政策を転換し、通学路の安全対策や生活道路の改修など住民生活に身近な道路政策に改めること。建設中の東播磨南北道路、新名神高速道路、名神湾岸連絡線、大阪湾岸線西神部、播磨臨海地域道路、紀淡海峡連絡道路など不要不急の道路計画を中止すること。

また、西宮北有料道路無料化のさらなる前倒しを実施すること。

6. 空港事業について

- ① 関西国際空港と大阪国際空港の統合、両空港の運営権売却(コンセッション)がすすめられ、その相手先に神戸空港の運営権も売却する動きが出ている。国が責任をもってきた「安全性」や「環境対策」が売却優先、コスト優先でおそろかになる懸念があり、反対すること。神戸空港売却になれば税金からの負担が避けられなくなる懸念がある。運営権売却をやめ、供給過剰の関西 3 空港は、安全性や環境を優先し、国の責任で抜本的に見直すこと。
- ② 神戸空港及び関西国際空港 2 期に対する県の補助金や出資をやめること。関西国際空港と神戸空港を結ぶ「海底トンネル構想」は、計画を中止すること。
- ③ 大阪国際空港の安全・環境対策について、国の責任でこれまでの裁判結果や存続協定などを踏まえ、環境基準の達成にむけて、運用制限と発着枠を厳守すること。また、夜間離発着は、騒音による住民の犠牲と被害を拡大するものであり、住民合意なしにすすめないこと。
- ④ 但馬空港については、毎年 5 億円以上の県の財政支出に加えて、但馬地域の各市町も多額の負担を強いられている。今後の需要拡大の見通しもない中で、但馬空港ターミナル(株)と運営権実施契約が締結され、来年 1 月 1 日からの事業が開始されるが、空港のあり方について、抜本的に見直すこと。

7. 神戸電鉄粟生線については、住民の足・公共交通を守るため、路線存続のための支援を継続し、運転本数などを利用者のサービス向上になるよう働きかけること。

8. 武庫川水系河川整備計画とダムについて

- ① 今後 20 年間、ダムに頼らない総合的な治水計画がつくられたが、その後においても、武庫川流域のダム計画はきっぱりと中止すること。
- ② 河床掘削や堤防補強など、武庫川の安全対策は十分にすすめること。その際、住民合意を重視すること。
- ③ 総合治水対策のなかで、将来の分担量目標が極めて低く設定されている流域対策の目標を引き上げ、抜本的に強化すること。
- ④ 天然鮎の遡上できる川に再生するための対策をすすめること。

9. 河川整備・治水事業について

- ① 金出地ダムは、流域全体の総合治水の検討が不十分であり、見直し・中止すること。
- ② 河川整備については、下流からの改修だけにこだわらず、堤防の補強や危険箇所の改修を優先して安全を守ること。また、生態系の保全など、環境を守る事業も重視すること。
- ③ 毎年被害が増加している記録的豪雨対策について、調査・研究を進め、調整池や下水対策など予算を大幅に増やすこと。

10. 災害を未然に防ぐために、土石流危険渓流や地滑り危険箇所等の整備を急ぐこと。

11. 県営住宅について

- ① 安全で低廉な家賃の県営住宅の建設はさらに必要度を増している。第三次行革プランにもとづく県営住宅全体の削減計画をやめ、立替え戸数の削減計画を見直し、新規の県営住宅の建設や民間住宅借り上げ県営住宅の対策も含め、県の住宅対策を拡充すること。
- ② 家賃減免制度の見直しが第3次行革プランにもとづき、来年度家賃より実施されようとしている。現在の政令月収額をもとに減免率が決定されていたものを世帯の総収入を実質的な家賃負担能力に反映させる制度に変更するもので、入居者、とりわけ高齢者世帯に重い負担となる。計画を中止すること。
- ③ 一般会計の繰り入れにより、外壁補修などの計画補修、空家補修等の予算を大幅に増やし、部分補修や改築、エレベーターの設置など計画を立て、積極的におこなうこと。
- ④ 民間指定管理者による管理運営は、入居者の福祉的対応がなされないなど、住民サービスが低下している。県が管理運営に責任を持つようにし、指定管理制度をやめること。
- ⑤ 入居者が低所得者であることを配慮し、高すぎる駐車料金にしないこと。また、駐車場を自主管理している団地については、十分に話し合いを行うこと。
- ⑥ 介護や在宅療養が必要な入居者について、居住面積などを配慮すること。
- ⑦ 公営住宅の入居承継基準をもとに戻すこと。

12. 企業庁の事業について

- ① 地域整備事業の新会計制度については、事業ごとに過年度も含めて収支、資産負債状

況、事業内容がわかる会計制度に改めること。また、先行取得用地をはじめ、用地全てについて時価、含み損も含めて県民に明らかにすること。

- ② 安すぎる工業用水料金を改定し、大幅に値上げすること。高い県水の市町への押し付けをやめること。
- ③ (株)夢舞台事業を抜本的に見直すこと。天下り役員ポストをなくすこと。

13. 国の直轄事業負担金の全廃を国に強く求めること。

第8. 地球温暖化対策をすすめ、豊かな自然と緑を守るために

1. 地球温暖化対策を実効あるものにするため、事業者でなく事業所ごとに温室効果ガス排出量の削減目標と排出量を公開するとともに、総量削減を義務付けること。

2. 夢前町前之庄に安定型産業廃棄物最終処分場を建設計画している(株)夢前興産の林地開発許可申請の手続きで、申請時に必要な水利権者、漁業権者、地権者の同意が得られていないことが県の調査で判明した。県は正しく同意を得ることを指導したが、申請時の必要条件を満たしていない林地開発許可申請そのものを取り下げること。

3. 赤穂市福浦地区産廃処分場建設計画について

- ① 県は事業計画の構造など専門家に意見をきく専門家会議を非公開で開催しているが、事業者からの見解書がでるまで専門家会議は延期すること。
- ② 林地開発許可に申請に係る「周辺自治会の合意形成要綱」の手続きが、住民と自治会に説明されることなく、廃掃法の住民説明会の開催をもって実施したと県はみなしている。しかし、周辺自治会の自治会長が承知していないと言明しており、林地開発許可要綱手続きを見直し、最初から実施すること。

4. 神戸製鋼が関西電力の入札を経て原発1基分に相当する140万キロワットの石炭火力発電所を増設し、2021年から2022年度に供給開始をめざす計画をすすめている。石炭火力発電は、温室効果ガス削減に大きく逆行するものであり、県は、神戸製鋼

に石炭火力発電の新增設計画を中止するよう働きかけること。

5. 絶滅が危惧されている県下の動植物の保護・保全や、生態系の維持にとって重要な指標種の保護に積極的に取り組むこと。

6. 石綿（アスベスト）被害対策について

- ① 認定基準を緩和するなど、すべての被害者、家族に、より充実した補償と救済を行うよう国に要望すること。
- ② 民間建築物にかかるアスベスト除去費用に対する補助制度を県としてつくること。

7. PCB の処理は、使用者が行うことになっているため、中小企業では処理費用が大きな負担となっていることから、中小企業へ費用助成をするなど安全な処理を行う対策をとること。保管状況の監視・指導を強化すること。

8. PM2.5 対策については、測定体制を強化し、自動車排ガス規制の強化や環境・製品アセスメントの強化を国に求めること。

9. フェニックス管理型廃棄物処分場で基準値を超えるダイオキシンが含まれていたことがこの間に続いている。処分場基地での検査体制を強化すること。

第9. すべての子どもの命、成長発達を支える教育への転換を

政府は、集団的自衛権容認の閣議決定を行い、教育行政では、教育委員会制度の改悪で教育への介入、上からの統制を強めようとしている。

教育予算の増額や、教育の無償化・負担の軽減、行き過ぎた競争教育からの脱却、“上からの統制”をやめて、子どもの権利を保障する立場から、教育を立て直すことが求められている。

1. 肉体的な苦痛や恐怖で子どもを服従させることは、成長途上の子どもたちの心と体に

複雑で深い傷を残すものであり、教育の場で絶対にあってはならないことである。兵庫県も含めいまだに少なくない学校で教員による体罰・暴力があることは、日本の教育の重大な欠陥である。体罰根絶のための研修、取り組みを繰り返し行い、教育現場での体罰を一掃すること。

2. 「いじめ自殺」が後を絶たず、社会に衝撃を与えている。「いじめ」はいかなる形をとろうとも人権侵害、暴力であり、絶対に許されるものではない。目の前の「いじめ」から、子どもたちのかけがえのない命、心身を守り抜くこと、なぜ「いじめ」がここまで深刻になったのかを分析し、その要因をなくすことに正面から取り組む必要がある。以下を対策として求める。

- ① 学校現場で、いじめの対応を絶対に後回しにしない、いじめの兆候があれば様子見せずただちに全教職員、保護者に知らせ連携する、子どもの自主的活動の比重を高めいじめを止める人間関係をつくる、被害者の安全を確保したうえで加害者にはやめるまで対応する、被害者・家族の知る権利を尊重する。
- ② いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育をあらため、子どもの声をききとり、子どもを人間として大切にする学校をつくること。子どもの権利条約の普及に努めること。
- ③ 教員の多忙化は、子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っている。共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。
- ④ ネット・SNS（LINE等）を通じたいじめへの対策を強め、ネット上の言葉の暴力について、家庭まかせにせず、学校教育でもルールやモラルを教えること。

3. 教育費の負担軽減・無償化をすすめること

- ① 義務教育は、無償が原則である。しかし、無償の対象は、授業料や教科書代などに限られ制服代、修学旅行費の積立などの負担が家計を圧迫している。義務教育に相応しく家計負担の解消を求めること。また、就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。学校給食費の無償化を目指し、当面、必要な免除措置をすすめること。
- ② 父母や教職員らの長年の運動を受けて2010年4月に始まった公立高校無償化に対

し、所得制限が導入された。生徒たちの間に分断を持ち込み、「社会全体で学びを支える」という教育無償化の理念に真っ向から逆らうものであり、所得制限を撤廃すること。

- ③ 通学費、教科書、教材、制服、修学旅行、部活動などへの支援のため、公立・私学を問わず、県として給付制奨学金制度をつくること。
- ④ 私立高校の実質無償をめざし、政府の所得制限導入案の撤回を求め、授業料補助単価の引き上げ、国の「高校生就学支援基金」を入学金等にも拡大し、恒久化を国に求めること。県外通学者についても県内と同額に戻し、専門学校・外国人学校にも適用すること。私学経常費補助については、国庫補助制度を堅持し、拡充を図るよう国に求めること。県としても拡充すること。

4. 教育条件の整備をすすめること

- ① 30人以下学級・少人数学級は、世界のすう勢であり、国民のつよい要求である。国に対し、30人以下学級をすみやかに実現するよう求めること。また、義務教育の国庫負担を元の2分の1に戻すよう強く求めること。また、この施策は、若者の雇用をふやし、地域の景気対策としても有効である。県としても義務教育はもとより、高校教育でも30人学級を早期に実現すること。当面、小学校4年生でとまったままの35人学級について、中学3年生までひろげること。
- ② 安全で豊かな完全給食を全ての小・中・特別支援学校で実施し、学校給食を柱とする食育を推進すること。未実施の中学校での給食導入に県の補助制度をつくるとともに、「全員喫食」を基本とした「実施計画」とするよう市町に強くはたらきかけること。また、すでに給食を実施している市町に対する運営費補助制度を創設すること。
- ④ 阪神淡路大震災を経験した兵庫県での公立学校の耐震化の予算を大幅に引き上げ、早急に耐震化をすすめること。
- ⑤ 普通教室のエアコンの設置予算を増やし、計画を前倒し、すすめること。
- ⑥ 中学校の武道必修化にともない柔道の事故が心配されている。指導体制がない中で、すすめないこと。

5. 障害児教育をもっとゆたかにすること

- ① 特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもたちが急増している。「分教室」の設置など安易な対策でなく新たな施設整備を含め早急に改善すること。特に急がれる阪神間、

神戸市東部に、分教室や既存学校への仮設校舎の設置で対処するのではなく、知的障害特別支援学校の新設を行い、過大・過密・長時間通学を解消すること。

- ② 特別支援学級を大幅に増設・充実し、一クラス6人以下の少人数にし、一人ひとりに応じて丁寧に対応ができるようにすること。
- ③ すべての学校に通級指導教室を置き、自分の学校の通級指導教室で学べるようにすること。
- ④ 安全な通学を保障するため、スクールバスの増車とともに、添乗は民間委託せず公的な介助員を配置すること。

6. 競争とふるいわけの教育をあらためること

- ① 現行の16通学区を5学区に統合し、全学区で複数志願選抜を実施、自由学区を市町単位の双方向受験に拡大する新学区制度が、保護者や教育関係者の反対を押し切って2015年度から実施されようとしている。競争の激化や、高校のさらなる「序列化」が指摘されてきたが、教育長OBらの「進路選択支援機構」の中学生統一模試および同内容の学習到達度テストの実施は、この懸念を裏付けるものである。偏差値偏重の進路指導につながる学区の統合を中止すること。
- ② 通学区域拡大と第二次高校改革実施計画の評価・検証を行う「県立高校長期構想検討委員会」も設置されたが、非公開となっている。住民の傍聴・発言を認めるなど、公開すること。
- ③ 全国いっせい学力テストを廃止するよう国に求めること。
- ④ トライやるウィークで自衛隊での職場体験はやめること。自衛隊はいざとなれば他人に銃を向けることを任務の一つとしており、学校からの職場体験にはふさわしくない。教育の役割は自衛隊に賛成・反対のどちらの立場も押し付けるのではなく、自衛隊の成り立ちや歴史認識などを深めることで子どもたちが自主的に判断できるようにすることにある。
- ⑤ 公的・民間を問わずスポーツ施設において障害者の利用を保障すること。

7. 教育の自由と自主性を保障し、子どもの豊かな成長をささえること

- ① すべての子どもに基礎的な学力を保障することを学校教育の基本的な任務として重視すること。暗記ではない自然や社会のしくみがわかる知育、市民道徳の教育、体育、情

操教育などバランスのとれた教育をおこなうこと。

- ② 市民道徳の教育を、憲法にもとづき、基本的人権の尊重を中心にすえ、子どもたちが自らモラルを形成できるようにすること。子どもの納得を無視して「規範意識」を叩き込むようなやりかたは、反人間的・反道徳的なものであり強制はやめること。
- ③ 教育振興基本計画については、「愛国心」の押し付けなど、教育の内容に介入するのではなく、行政は教育条件や教育環境の整備を責任もっておこなうこと。

8. 教職員の条件整備

- ① 定数内の臨時講師や非常勤教師など非正規の教師が増大している。そのため教育条件を不安定にし、官製ワーキングプアで劣悪な処遇となっている。早急な定数改善を国にもとめ、県としてもただちに正規化への取り組みをすすめること。
- ② 教師間の連携・協力を妨げ、教師の管理統制を目的とした主幹教諭制度をやめること。また教員免許更新制を廃止するよう国に求めること。

9. 私学助成の削減をやめ、授業料軽減についても低所得者世帯に絞ったものでなく、対象者すべてを軽減する内容に改めること。

第10. 芸術・文化活動を支え、スポーツ振興を基本にすえる県政に転換を

文化・スポーツの振興のため、県民が日常的に文化・芸術・スポーツを楽しめる労働環境づくりや低廉で利用できる国や県の支援がいそがれている。

- 1. 「スポーツは国民の権利」という基本理念を位置付けたスポーツ基本法は、「国」と「地方公共団体」のその推進の責務を規定している。現在、検討されている「県推進計画」にもとづき、「身近なスポーツ施設の整備計画」と「指導員等の施設への配置計画」をすすめること。
- 2. 「文化・芸術振興基本条例」を制定し、文化・芸術の活動を保障し、支援すること。ま

た、優れた芸術文化を享受できるように、鑑賞活動への支援をおこなうこと。

3. 県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存をすすめること。

4. 文化・スポーツ施設は、低廉で使いやすい施設とすること。高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化をすすめること。

第11. 地方自治の本旨に基づき、住民が主人公の県政を

経済不況や国の社会保障切り捨てにより、住民がきびしい暮らしを強いられているもとで、住民に身近な地方自治体の役割はますます大きくなっている。しかし、国は、地方への財源措置をいっそう弱めようとするとともに、地方自治を破壊に導く道州制導入や、大規模な「規制緩和」により住民の権利と地域経済を守るしくみを、破壊する「国家戦略特区」を進めようとしている。

国のナショナルミニマムの放棄を許さず、地方自治の本旨にそった、住民の福祉増進を第一義にした、住民が主人公の県政が求められている。

1. 「第三次行革プラン」による、老人・母子家庭等の福祉医療をはじめとする福祉切り捨てを中止すること。

2. 県内で働く人の収入が増え、県民の家計があたためられてこそ、税収確保もできるという立場で税財政対策を行うこと。消費税率の10%引き上げに反対すること。

3. 「世界で一番企業が活躍しやすい国」になるために、「規制緩和」をおこない、くらしや地域経済を守るルールを破壊することにつながる国家戦略特区に反対すること。とりわけ、「関西圏区域会議」において、大企業優遇策、地域独自の法人税の引き下げ、労働時間の規制緩和などに反対すること。

4. 地方自治を壊す道州制導入に反対し、住民の福祉の増進を図る地方自治体の本来の役

割を果たすために、地方財源の保障を国に求めること。

5. 関西広域連合は、国の出先機関を廃止し、丸ごと移管を強く求め、その「受け皿」となることをすすめているが、憲法で掲げた国民の権利を保障する国の責任を後退させ、小規模自治体の防災などにも大きく影響を与える危険がある。

関西広域連合における国の出先機関「丸ごと移管」の受け皿づくりをやめて、国出先機関の原則廃止・「丸ごと移管」に反対すること。

6. 市町への権限移譲について、県が責任をもつべきものを押し付けることはやめること
7. 住民サービスの担い手である県職員の定数削減と給与カットを中止すること。非正規職員の処遇を改善するとともに、「公契約条例」制定で官製ワーキングプアをなくすこと。住民の福祉・くらし・教育にかかわる分野の公務の民間委託はやめること。

第 1 2. 警察行政について

県民の安心・安全を保障すべき県警察への市民警察としての役割は強まっている。一方、捜査情報の漏えいの原因と再発防止策の徹底、尼崎連続殺害事件にいたる経過における警察対応の反省と検証など、県民の信頼を得るための警察刷新を進めることが求められている。

1. 2010年4月の県警機動隊のプール訓練における、「隊員おぼれ、一時心停止」の問題は、県弁護士会からの警告書にある通り、本人の事情を確認せず、安全配慮義務に違反している。訓練を継続させることを優先し、死亡事故をまねきかねない訓練のやり方を改善すること。
2. 教育委員会や県土整備部と共同しておこなった「通学路緊急合同点検結果」にもとづき、未実施個所の対策を早急にすすめること。

3. 自白偏重捜査による誤認逮捕をなくすため、すべての捜査の全体を可視化すること。
また、冤罪の温床となっている「代用監獄」をやめ、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するように取り組みをすすめること。
4. 大麻問題や覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなどの薬物対策を強化すること。
5. 山口組など暴力団への徹底取り締まり・捜査を行い、銃器犯罪の取り締まりを強化すること。また、暴力団排除条例の運用については、県民に対し、相互監視、プライバシーの権利の侵害につながらないようにすること。
6. ヤミ金・振り込め詐欺や・架空請求など経済事犯や増え続ける児童虐待、ストーカー犯罪など、生活安全に関わる対策を人的体制も含め充実、強化すること。
7. 市民生活の安全を守る地域警察官の比率を高め、要望の強い地域での交番の設置をすすめること。公安委員会の独立した事務局の設置や、委員の住民推薦・公選制の導入などの改革をすすめること。
8. 憲法で保障された「言論の自由」を侵害するような、選挙活動への介入やビラ配布・署名活動に対する干渉・妨害行為は、やめること。